

昭 16.2.14訓 甲 3号 00177

鳥取縣公報

昭和十六年九月二十四日
第一千二百七十號

水曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5列

訓 令

○鳥取縣訓令甲第二十一號

商工省所管重要物資現在高調査事務取扱手續中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年九月二十四日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

第二條中「調査期日」ヲ「調査時期」ニ、「第一條第三項該當者」ヲ「商工大臣ノ指定シタル者（以下申告義務者ト稱ス）」ニ改メ、同條第一項末尾ニ「但シ規則第三條但書ノ規定ニ依ル申告義務者ニ就テハ之ヲ要セズ」ヲ加フ

第四條中「又ハ規則第九條ノ規定ニ依リ知事ノ指定シタル物資ノ現在高申告書」ヲ削リ、「期日後七日以内」ヲ「時期後十五日以内」ニ改ム

別記様式第一號及第二號ヲ左ノ如ク改ム

様式 第一號

年 月 日

何市（何郡何町村）長 氏 名

鳥取縣公報

毎週 曜日發行

（休日ニ當ル時ハ翌日）

昭和十六年九月二十四日 第一千二百七十號

（昭和四年四月十五日） 第三種郵便物認可

一

知事宛

商工省所管重要物資現在高調査規則該當者報告ノ件
標記ノ件商工省所管重要物資現在高調査事務取扱手續第二條ニ依リ左ノ通及報告候也

記

調査物資名	上記物資ノ申告義務者數	備考
何々		
何々		
計		

注意

- 一 備考欄ニ申告義務者ノ内譯ヲ例ヘバ生産業者何人、販賣業者何人、何工業組合組合員何人等ノ如ク記入スルコト
- 二 該當ナキ調査物資名ハ之ヲ省略スルコト

様式 第二號

年 月 日

何市(何郡何町村)長 氏 名

知事宛

商工省所管重要物資現在高申告書提出ノ件

標記ノ件商工省所管重要物資現在高調査事務取扱手續第四條ニ依リ左記目錄ノ通及提出候也

記

品名	細目	數量	單位	所有數量	保管數量	申告書總枚數
						枚

注意

- 一 該當ナキ調査物資名ハ之ヲ省略スルコト

告示

鳥取縣告示第七百六十六號

左ノ通公有水面埋立ノ件免許セリ

昭和十六年九月二十四日

鳥取縣知事 入田三郎

- 一 埋立ノ免許ヲ受ケタル者 氣高郡大郷村大字福井 高木清作
- 一 埋立ノ場所 氣高郡湖山村字福井下灘ノ二三、二九六番地々先湖山池公有水面
- 一 埋立ノ面積 九畝二千二步
- 一 埋立ノ目的 田地造成
- 一 免許年月日 昭和十六年九月二十四日
- 一 工事着手及竣功期間 免許ノ日ヨリ十五日以内ニ着手シ昭和十八年十二月三十一日迄ニ竣功

鳥取縣告示第七百六十七號

米子財務出張所並倉吉財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章ヲ左ノ通返納並交付セリ

昭和十六年九月二十四日

區分	番號	返納年月日	鳥取縣知事	入田三郎
縣稅檢査章	五	昭和十六年九月三日返納	職名	氏名
同	五	昭和十六年九月三日交付	倉吉財務出張所	山田幸夫
			縣書記	山田幸夫
			同	山田幸夫

鳥取縣告示第七百六十八號

畜牛結核病豫防法施行規則第三條第一項ニ依リ乳用牛及外國種々牝牛ノ結核病檢査左ノ通施行ス所有者又ハ管理者ハ所定ノ檢査所ニ該畜牛ヲ牽付檢査ヲ受クベシ

昭和十六年九月二十四日

檢査期日	檢査場所	鳥取縣知事	入田三郎
自十一月五日	岩美郡本庄村	同	岩美郡一圓
自十一月六日	同	同	同
自十一月七日	鳥取市西町	同	鳥取市一圓
自十一月八日	同	同	同
自十一月九日	同	同	同
自十一月十日	同	同	同
自十一月十一日	同	同	同
自十一月十二日	同	同	同
自十一月十三日	同	同	同
自十一月十四日	同	同	同
自十一月十五日	同	同	同
自十一月十六日	同	同	同
自十一月十七日	同	同	同
自十一月十八日	同	同	同
自十一月十九日	同	同	同
自十一月二十日	同	同	同
自十一月二十一日	同	同	同
自十一月二十二日	同	同	同
自十一月二十三日	同	同	同
自十一月二十四日	同	同	同
自十一月二十五日	同	同	同
自十一月二十六日	同	同	同
自十一月二十七日	同	同	同
自十一月二十八日	同	同	同
自十一月二十九日	同	同	同
自十一月三十日	同	同	同
自十二月一日	同	同	同
自十二月二日	同	同	同
自十二月三日	同	同	同
自十二月四日	同	同	同
自十二月五日	同	同	同
自十二月六日	同	同	同
自十二月七日	同	同	同
自十二月八日	同	同	同
自十二月九日	同	同	同
自十二月十日	同	同	同
自十二月十一日	同	同	同
自十二月十二日	同	同	同
自十二月十三日	同	同	同
自十二月十四日	同	同	同
自十二月十五日	同	同	同
自十二月十六日	同	同	同
自十二月十七日	同	同	同
自十二月十八日	同	同	同
自十二月十九日	同	同	同
自十二月二十日	同	同	同
自十二月二十一日	同	同	同
自十二月二十二日	同	同	同
自十二月二十三日	同	同	同
自十二月二十四日	同	同	同
自十二月二十五日	同	同	同
自十二月二十六日	同	同	同
自十二月二十七日	同	同	同
自十二月二十八日	同	同	同
自十二月二十九日	同	同	同
自十二月三十日	同	同	同

00182

鳥取縣告示第七百六十九號

昭和十六年九月十五日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度鳥取縣歲入歳出追加更正豫算同年度特別會計權災救助基金歳入歳出追加更正豫算同年度特別會計中等學校改築費歳入歳出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十六年九月二十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

昭和十六年度鳥取縣歲入歳出追加更正豫算		△印減高	
經 常 入	經 常 部	第三項	教育費補助金
第八款 國庫下渡金	七、四二一圓	第四項	衛生費補助金
第一項 警察費下渡金	七、四二一	第五項	勸業費補助金
第九款 雜 收 入	三三、八七八	第六項	社會事業費補助金
第六項 物品賣拂代	二、八〇〇	第七項	時局事務補助金
第七項 過年度收入	三一、〇七八	第三款 寄 附 金	六九、九
歳入經常部計	四一、二九九	第四款 勸業費寄附金	六九、九
臨 時 部		第四款 繰 入 金	三、九四六
第二款 國庫補助金	九五、五七三圓	第一項 特別會計繰入金	三、九四六
第一項 統計補助金	一、〇八七	第七款 縣 債	七五、九〇〇
		第一項 縣 債	七五、九〇〇
		歳入臨時部計	一七六、一一八
		歳入合計	二二七、四一七
		出	

00183

經 常 部

第三款 縣職員費	一、九六四圓	第七十一款 社會事業費	四、〇〇〇
第四款 警察費	一五、二四〇	第三款 社會教育費	四、〇〇〇
第一款 俸給及諸給	一五、二四〇	第三項 社會教育諸費	二〇〇
第七款 教育費	二、三八四	歳出經常部計	九六、二四六
第一項 師範學校及入頭高等女學校費	三八三	臨時部	
第二項 中 學 校 費	六六七	第三款 勸 業 費	二、七九八圓
第三項 高等女學校費	九〇四	第一款 勸 業 費	二、七九八
第五項 商業學校費	二四六	第一款 統計補助費	一、〇二三
第六項 工業學校費	一一九	第一項 市町村統計補助費	一、〇二三
第七項 米子商蠶學校費	三三九	第一款 教育補助費	一、六八〇
第八項 盲聾啞學校費	四〇〇	第一款 教育補助費	一、六八〇
第九項 衛生及病院費	二、二九一	第一款 社會事業補助費	三、九四六
第十款 衛生諸費	二、二九一	第一項 社會事業補助費	三、九四六
第十款 勸 業 費	七、一六七	第三十四款 事 變 費	二二、二四〇
第二項 農事試驗場費	一、三四四	第二項 警 察 費	五、九六四
第十四項 產業獎勵費	六九、四七三	第三項 教 育 費	二、六七六
第十五項 勸 業 諸 費	三五〇	第四項 勸 業 費	二、八〇〇
		第七項 國民精神總動員費	一〇、八〇〇
		第五十四款 傷痍軍人保護費	一、〇〇〇

00184

第一項	傷痍軍人保護費	一、〇〇〇	第四款	繰入金	三、九四六
第五十九款	軍人援護費	二、一〇〇	第一項	一般會計繰入金	三、九四六
第一項	軍人援護費	二、一〇〇	歳出合計		一
第六十二款	農地造成改良事業費	八五、三八四	昭和十六年度特別會計中等學校改築費 歳入歳出追加豫算		
第一項	暗渠排水事業費	七、五八四	第二款	寄附金	四、〇〇〇
第二項	床締客土事業費	七一八	第一項	寄附金	四、〇〇〇
第三項	開墾助成事業費	二、三三三	第四款	繰越金	三、五三三
第四項	自作農創設未墾地開發事業費	四四、一〇〇	第一項	繰越金	三、五三三
第五項	早害地方農用公共施設新設改良事業費	三〇、七六〇	歳入合計		七、五三三
歳出臨時部計		一一〇、一七一	歳出		
歳出合計		二二七、四一七	第一款	中等學校改築費	七、五三三
昭和十六年度特別會計罹災救助基金歳出更正豫算			第一項	學校改築費	七、五三三
第二款	補助費	三、九四六	歳出合計		七、五三三
第一項	補助費	三、九四六			

◆鳥取縣告示第七百七十號

青果物配給統制規則第七條ノ規定ニ依リ青果物種類別ノ出荷地區並ニ出荷團體左ノ通指定ス但シ梨ニ付テハ當分ノ間鳥取縣果物同業組合ヲシテ代行セシム

00185

昭和十六年九月二十四日	鳥取縣知事	八	田	三	郎
梨類	鳥取市	出荷地區	出荷團體		
梨(富有、花御所、西條、里芋、大根、薤)	岩美郡	鳥取市青果物出荷組合聯合會			
梨(富有、花御所、御所、西條) 栗、南瓜、里芋	入頭郡				
梨(富有、花御所、西條) 南瓜、里芋、大根	氣高郡				
梨(富有、西條) 葡萄、南瓜、里芋、大根、薤頭	東伯郡				
梨(富有、西條) 南瓜、里芋、白葱、葱頭	西伯郡				
梨、里芋、白葱、大根、葱頭	米子市				
梨、柿、栗、里芋	日野郡				

彙報

塵芥も大切に

汚物掃除法施行細則の改正

(衛生課)

戦が長くなれば物は何でも減つて来て、國民生活はだん／＼不便になつて来る。従つてこれまでつまらぬものとして、又は僅なものとして捨てられてゐたものでも大切に使はねばならなくなつ

報

て来る。この意味から塵芥といへども決して無駄にしてしまつてはならないのであつて、政府は本年五月、汚物掃除法施行規則といふ塵芥・尿尿等の處理法令を改正してこれらのものを大切に取扱ふやう發令された。よつて本縣でも時局と國策に順應するため九月十二日を以て従來の規則を一部改正して、昭和十七年一月一日から實施することとなつた。

從來鳥取・米子兩市の塵芥は市役所で集めて、これを焼却場に運んで焼却し、又は埋立、稀には農家の肥料としてゐたのであ

00186

るが、これらの塵芥の中には燃料や飼料となるばかりでなく、古釘や針金屑等の戦時重要原料も澤山あり、尙利用又は取扱の方法がよければ國家の爲に役立つものも多いのであるから、物資不足の今日これを回収して利用更生に資しなければならぬのである。まして腐敗し易い塵芥類を街路其の他に散亂することは不潔でもあり、危険な傳染病の媒介をする蠅の巢ともなるから、その取扱は科學的・衛生的合理的にして市街を美化し、市民の健康も増進されるやう心懸くべきはいふまでもない。

規則改正の要點は、鳥取・米子兩市の各戸では明年一月一日以後、臺所から出る厨芥と、屋内や屋敷廻りから出る雜芥とを撰り別けて二つの塵芥箱に入れ、定められた塵芥運搬人に運んで貰はねばならぬことになり、又市長は雜芥を可燃物と不燃物とに區別して塵芥箱に集めるやう命令することが出来るやうになつたのである。

しかしこれは、各家庭必ずしも二つも三つもの塵芥箱を備へねばならぬといふのではなく、隣組や常會で申合せて稍大きい塵芥箱を區別して作り、各家庭では雜芥を集めた度にこの箱に運んで燃え易物と燃えない物とに分けて入れて置いて、臺所から出る厨芥は別に従來のやうに完全に密閉することの出来る蓋のある厨芥専用塵芥箱を設ければよいのである。この塵芥は市役所で集めて

厨芥は撰り別けて家畜飼料や堆肥用として利用し、燃える塵芥は焼却して木灰として重要な藥品の原料とし、不燃雜芥は埋立等に使用するわけである。

終りに一言附加へて置くが、煉灰・豆炭等の灰は木灰と違つて藥品製造はもとより肥料にもならないから、風で火の粉が飛んで火災となる危険に充分注意して不燃物として集芥するやう心懸ければならぬ。

以上は鳥取・米子兩市のこの規則の實施される區域のことであるが、右以外の地域の縣民全体もよくこの趣旨を了解して、規則で定められなくともこれらの廢物を合理的に更生利用して銃後の務を果すやう努めねばならぬわけである。

x x x

國民組合未結成分野の解除と貯蓄組合への加入促進運動

(振興課)

國民貯蓄組合法の施行に伴つて去る十日より十月十日までの一ヶ月間 目下全国的に「國民貯蓄組合への加入促進運動」が展開せ

00187

られ、あるが、本縣に於ても國民貯蓄組合未結成分野の解消に努めると共に未加入者の絶無を期して本運動を展開してゐるのである。

右の國民貯蓄組合法は現下緊要の問題として本年三月第七十六議會で決定公布を見たもので、従つて之まで貯蓄組合を作つてゐたものは此の新法に依らなければならぬのであるが、我々は此の非常時局を能く認識して速かに貯蓄組合を結成し貯蓄報國に邁進したいものである。

尙ほ本運動の實施要綱を簡単に記せば次の如くである。

一、各市町村は本運動に關し特別推進計畫を樹立して之が勵行を期すること

(イ) 推進は主として次の如き個別的指導勸奨の方法に依ること

一、地域組合に付ては市町村の特別推進計畫に従ひ町内會、部落會、隣保班等の役員を動員して之を實施すること

(ロ) 職域組合に付ては市町村の特別推進計畫に従ひ左に依り之を實施すること。殊に工場事業場方面に付ては産業報國會と連絡を密にすること

(1) 一般會社、個人企業の事務所、營業所の組合に關しては特に其の中樞部に對する勸奨に努めること

一 一般工場事業場の組合に關しては所轄警察署、軍管理工場其の他の軍需工場に於ける組合に關しては所轄軍監督官、鑛山方面に於ける組合に關しては鑛山監督局の協力を求め之が推進をなすこと

(ハ) 産業團體組合に付ては市町村の特別推進計畫に基き各種關係産業團體の役員を動員すること

(ニ) 高額貯蓄組合(各郡市を區域として)は努めて之を結成せしめるやう指導勸奨に努めること

一、市町村長はそれ／＼の事情に應じて組合結成の地域、職域等の代表者を招集協議の上、適宜の方法に依り届出を終らせるか、或は期限を附して組合の結成を誓約せしめるやうな方法を講ずること

隣組今日も

援護に總たすき

本年の玉蜀黍豫想收穫高

(統計課)

昭和十六年八月二十日現在を以て調査したる本縣に於ける本年のトウモロコシは作付面積五〇町四段、豫想收穫高六三〇石であつて、之を前年作付面積に比すれば三町九段(七分三厘)を、前年實收穫高に比すれば一四四石(一割八分六厘)の各減少を示してゐる。

蓋し本年のトウモロコシ作は植付以來降雨が持續した爲、徒長軟弱であつて多少病虫害の發生を見、又作付面積の減少に依り前記の如き收穫を見るべき豫想である。尚之を郡市別に示すと次の如くである。

郡市	作付面積 段	豫想收穫高 石	増減 (△印減)	
			前年作付面積ニ比シ	前年實收穫高ニ比シ
鳥取市	一〇	二〇	—	—
米子市	一三	二〇	—	—
岩美郡	二	〇	—	—
入頭郡	二一	二〇	△	△
氣高郡	五七	六〇	△	△
東伯郡	一六七	二二〇	△	△
西伯郡	九六	八〇	△	△
日野郡	一三八	二一〇	△	△
計	五〇四	六三〇	△	△

本年の大豆豫想收穫高

(統計課)

昭和十六年八月二十日現在を以て調査したる本縣に於ける本年の大豆は作付面積八六三町三段、豫想收穫高八、八二〇石であつて、之を前年作付面積に比すると八〇町四段(八分五厘)を、前年實收穫高に比すると一、六三六石(一割五分六厘)の、各減少を示してゐる。

蓋し本年の大豆作は播種以來降雨が持續した爲徒長軟弱であつて生育不良であるのと、作付面積の減少とに依り、前記の如き收穫を見るべき豫想である。尚之を郡市別に示せば次の如くである。

郡市	作付面積 段	豫想收穫高 石	増減 (△印減)	
			前年作付面積ニ比シ	前年實收穫高ニ比シ
鳥取市	六八	八〇	—	—
米子市	一四六	二二〇	—	—
岩美郡	八五九	九六〇	△	△
入頭郡	一、七〇二	一、八一〇	△	△
氣高郡	一、〇八六	一、二九〇	△	△
東伯郡	一、四二三	一、五八〇	△	△
西伯郡	一、二〇〇	一、二六〇	△	△
日野郡	二、四四九	一、六二〇	△	△
計	八、六三三	八、八二〇	△	△

昭和十六年九月廿四日印刷
昭和十六年九月廿四日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町